

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

今、地域のさまざまな課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。

この1つである協同労働の協同組合は、協同組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けています。全国には協同労働の協同組合の理念で活動している人は、わかっているだけで約3万人おり、事業規模は年300億円程度に上るとされています。事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、オフィスビルの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくり、フリーターやワーキングプアの受け皿としても期待されています。

しかし、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札や契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同しており、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

だれもが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が社会的連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものであります。

よって、国会及び政府におかれては、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

（あて先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣